

大規模事業事前評価についての意見募集

「紫波警察署庁舎等整備事業」（紫波町）
～皆様からの御意見をお待ちしております～

■ 意見募集の趣旨

県では、「政策等の評価に関する条例」（平成15年岩手県条例第60号）に基づき、大規模事業評価を実施しています。大規模事業評価^(注)には、事前評価、継続評価、再評価などがありますが、今回は、事前評価を行った事業の評価内容について、県民の皆様から御意見をいただくものです。

■ 意見を募集する事業

- 紫波警察署庁舎等整備事業（紫波町）
事業期間：令和5年度～令和12年度、事業費：29億3,100万円
- ※ 事業の詳細については、県公式ホームページサイト内検索で「意見募集と実施結果」と入力して検索

■ 資料の閲覧場所

- 県庁行政情報センター及び県民室、各地区合同庁舎行政情報サブセンター、県立図書館、県公式ホームページで閲覧ください。
- ※ 閲覧場所の詳細については、県公式ホームページサイト内検索で「パブリックコメント」と入力して検索

■ 意見募集の期間と提出方法

- 意見募集期間
令和4年6月15日（水）～同年7月20日（水）＜必着＞
- 提出方法
 - ・ 郵送（手紙、ハガキ）、ファクシミリ、電子メールにより、下記の提出先にお送りください。
 - ・ 御意見には、御住所、お名前を必ず御記入ください。
 - ・ 様式は自由ですが、「記入用紙」を参考までに用意しておりますので、御活用ください。

■ 意見等の提出先

- 郵送の場合 〒020-8570 岩手県政策企画部政策企画課
(郵便番号のみで届きますので、県庁の住所の記載は不要です)
- ファクシミリの場合 019-629-6229
- 電子メールの場合 e-mail アドレス：aa0010@pref.iwate.jp
- ※ 電話による御意見の受付は対応しかねますので、御了承願います。

■ 意見の取り扱い

- 提出いただいた御意見の概要については、それに対する県の考え方と合わせて、プライバシーの保護等に十分留意して公表します。なお、類似している御意見は集約させていただきます。
- 個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- 御意見とそれに対する県の考え方は、岩手県政策評価委員会（大規模事業評価専門委員会）に提出し、審議の参考としていただくこととしています。
- 御意見を提出いただいた方の住所について、地域毎のニーズ等を把握するため、地域毎の計数を整理し、岩手県政策評価委員会（大規模事業評価専門委員会）の審議等に利用し、公表する場合がありますので御了承願います。

(注：大規模事業評価とは)

・評価対象は

総事業費が50億円以上の公共事業と総事業費が25億円以上の施設整備事業が対象となります。

・事前評価とは

基本となる構想を作成した事業や基本となる設計を行った事業、または基本となる構想を作成した後に社会経済情勢の急激な変化等の特別な事業により、事前評価を実施する必要があると判断した事業を対象として、事業を実施することが妥当かどうかを評価するものです。

【本件に関する問い合わせ先】

- ・大規模事業評価制度全般について：政策企画部政策企画課評価担当（電話 019-629-5181）
- ・評価の内容について：警察本部会計課（電話 019-653-0110）